住宅	田夕	异新	: AH	垂
11-1-	шЖ	净部	НЛ	書

				_
/	<i>&gt;</i> \	第4	-1	14
	1 I	<b>=</b> /I	- 1	$\sim$

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

- (e)新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
  - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた 家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
  - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋  $\left( \begin{array}{cccc} \mathbf{\Psi}\mathbf{R} & & \\ \mathbf{\Phi}\mathbf{A} & \mathbf{E} & \\ \end{array} \right)$   $\left( \begin{array}{cccc} \mathbf{F}\mathbf{R} & \\ \mathbf{E}\mathbf{R} & \\ \mathbf$ 

するものである旨を証明します。

租税特別措置法施行令

申請者の住所			
申請者の氏名			
家屋の所在地			
取得の原因 (移転登記の場合)	(1)売買	(2) 競落	
備考			

令和 年 月 日

下野市長

印

- (注1) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。
- (注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。